

近江八幡市 高齢者補聴器購入費助成事業の概要

制度の目的

中程度の難聴のある高齢者が補聴器を購入しやすくなるよう、市が補聴器の購入費用を一部助成することで補聴器の利用を促します。

助成対象と内容

【対象となる人】 次の要件をすべて満たす人

- 近江八幡市内に住所を有する満 65 歳以上の人
 - 片耳の聴力レベルが 40 デシベル以上 70 デシベル未満、もう片耳の聴力レベルが 40 デシベル以上 90 デシベル未満であり、医師より補聴器の装用が有用であるとの診断を受けた人
 - 補聴器の購入について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する補装具費の支給の対象とならない人
- ※補聴器を購入した後に申請はできません。

【助成の内容】

- 補聴器の購入費用に対し、20,000円を限度として助成する。（1 人 1 回限り）

助成までの流れ

①【耳鼻科医を受診】

耳鼻科で聴力レベルを測定した上で補聴器の装用が必要との診断を受けた場合は、医師からオーディオグラム検査結果をもらい、医師意見書の作成を依頼してください。（受診、意見書作成にかかった費用は自己負担）

②【補聴器を選定】

補聴器販売店で補聴器を選定し、対象者宛の見積書をもってください。

③【申請】

申請書・医師意見書・オーディオグラム検査結果（6 か月以内のもの）・見積書を提出してください。市で助成の可否を審査します。

※申請時に日常生活活動やコミュニケーションについてのアンケートにご協力お願いします。

④【購入】 交付決定の日から3か月以内又は年度の末日のいずれか早い日までに

市より助成の決定通知書が届きましたら補聴器を購入してください。その際に対象者宛の領収書をもってください。

⑤【助成金の支払い】 購入日から30日以内又は交付決定日の属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに

請求書・領収書のコピー・振込先口座の通帳のコピーを提出してください。後日、市から対象者名義の口座に助成金を支払います。

※一定期間経過後に再度アンケートにご協力をお願いします。

